【お知らせ】

津島市内の都市計画法の開発許可等が愛知県から津島市に移ります。

施行日：平成26年4月1日

○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（平成25年愛知県条例第52号、平成25年12月20日公布、平成26年4月1日施行）により、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から津島市へ移譲されます。

津島市へ権限移譲される主な事務（都市計画法関係）

開発行為の許可（法第 29 条）、開発行為変更の許可（法第 35 条の 2）、工事完了の検査（法第 36 条）、建築制限等の解除の承認（法第 37 条）、開発行為に関する工事の廃止の届出の受理（法第 38 条）、建築物等の許可（法第 43 条）、承継届の受理（法第 44 条）、開発登録簿への登録・写しの交付（法第 47 条）など

○建築基準法（建築確認審査業務を除く）、建設リサイクル法（建築物）注)等に関する審査業務は、これまでどおり尾張建設事務所建築課で行います。

注）建設リサイクル法の届出（土木工事）は、所管の建設事務所維持管理課で受付けしています。

○建築確認審査業務は、これまでどおり本庁建築指導課（東大手庁舎）で行います。

○建築基準法に係る申請書・届出の受付及び確認済証、許認可通知書等の交付は、これまでどおり市町村の窓口で行います。

［お問い合わせ］

愛知県建設部建築担当局建築指導課　【電話】052－954－6588　【FAX】052－951－0840
〒460－8501　名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県尾張建設事務所建築課　【電話】052－961－1435　【FAX】052－961－7870
〒460－8501　名古屋市中区三の丸二丁目 6 番 1 号

津島市建設部計画建築課　【電話】0567－24－1111　【FAX】0567－24－9010
〒496－8686　津島市立込町二丁目 21 番地